

国 総 建 第 2 7 号

平成23年4月27日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



東日本大震災に伴う地方公共団体発注工事の
前金払の特例について（通知）

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例については、平成23年4月21日付け国総建第21号により通知したところですが、このたび、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第110号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第43号）が本日付けで公布・施行され、地方公共団体発注工事についても前金払の特例が設けられたことを受け、別添1のとおり各保証事業会社社長あてに、別添2のとおり地方公共団体の長あてに通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方願います。

国 総 建 第 2 5 号

平成23年4月27日

各保証事業会社社長あて

国土交通省総合政策局建設業課長

東日本大震災に伴う地方公共団体発注工事の前金払の特例に対応した
業務体制の整備について（通知）

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例に対応した業務体制の整備については、平成23年4月21日付け国総建第19号により通知したところですが、このたび、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第110号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第43号）が平成23年4月27日に公布・施行され、地方公共団体発注工事についても前金払の特例が設けられましたので、貴社におかれましては、特例に係る事務取扱いに遺漏のないよう業務体制を整備されるようお願いいたします。

国 総 建 第 2 6 号
平成23年4月27日

関係都道府県知事あて

(市町村担当課・契約担当課・建設業所管課扱い)

関係政令指定都市の長あて

(契約担当課扱い)

国土交通省建設流通政策審議官

東日本大震災に伴う前金払の特例の適切な運用について（通知）

前金払制度の適切な運用については、かねてよりご配慮をお願いしているところですが、このたび、東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第110号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第43号）が本日付けで公布・施行され、被災地域における地方公共団体発注工事の前金払の特例が設けられましたので、本特例の適切な運用がなされるよう格段のご配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に対応した業務体制の整備について別添1のとおり通知していますのでお知らせします。

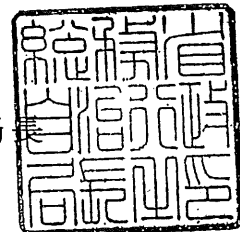
また、国土交通省直轄工事については、既に別添2-1のとおり特例を設け、別添2-2の工事を対象に、平成23年4月22日から適用を開始していますので、参考までにお知らせします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いいたします。

上記の別添は省略

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長



地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第110号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第43号）は、平成23年4月27日に公布され、同日施行されました。

今般の改正は、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の復旧事業等に係る工事が円滑に実施されるようにするため、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合の上限を引き上げることをその内容とするものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

改正の内容

- 1 東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の4割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができるものとする。こと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第2項関係）
- 2 1の公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事の材料費等に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、当該経費の5割を超えない範囲内とすること。（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項関係）